本号で公布された法令のあらまし

◇国家公務員法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一九〇号）（内閣官房）

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第二二号）の施行期日は、平成二六年五月三〇日とすることとした。

◇幹部職員の任用等に関する政令（政令第一九一号）（内閣官房）

1　事務次官、局長又は部長の官職及び課長又は室長の官職に準ずる官職

㈠　国家公務員法（以下「法」という。）第三四条第一項第六号の政令で定める官職として、各府省の内部部局等に属する官職であって、標準的な官職を定める政令本則の表一の項第二欄第一号に掲げる部局若しくは機関等に存する同項の第三欄第一号、第二号若しくは第三号に掲げる職制上の段階又はこれらと同等の職制上の段階に属するものを定めることとした。（第二条第一項関係）

㈡　法第三四条第一項第七号の政令で定める官職として、各府省の内部部局等に属する官職であって、標準的な官職を定める政令本則の表一の項第二欄第一号に掲げる部局若しくは機関等に存する同項の第三欄第四号若しくは第五号に掲げる職制上の段階又はこれらと同等の職制上の段階に属するものを定めることとした。（第二条第二項関係）

2　適格性審査の実施に関する事項

㈠　適格性審査について、人事評価その他の任命権者から提出された標準職務遂行能力を有することの確認に資する情報等に基づき、内閣官房長官が定めるところにより行うこととし、その定めをするに当たっては、人事院の意見を聴くものとした。（第三条第一項及び第二項関係）

㈡　内閣官房長官は、人事評価が行われていない者のうち内閣官房長官が定める者に対して適格性審査を行う場合において、適格性審査の公正な実施を確保するために必要があると認めるときは、人事行政に関し高度の知見又は豊富な経験を有し、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者の意見を聴くものとした。（第三条第三項関係）

3　幹部候補者名簿に関する事項

㈠　幹部候補者名簿は、職制上の段階ごとに、当該職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力を有することが確認された者の氏名及び生年月日等について記載された名簿とすることとした。（第四条関係）

㈡　幹部候補者名簿の提示は、任命権者に対し、当該任命権者が任命権を有する官職を占める職員及び当該任命権者から提示の求めがあった者であって内閣官房長官が必要と認めるものに係る事項を提示することにより行うこととした。（第五条関係）

㈢　法第六一条の二第四項の規定による定期的な適格性審査の実施及びその結果に基づく幹部候補者名簿の更新は、毎年一回行うこととした。（第六条関係）

4　採用等の協議等に関する事項

法第六一条の四第一項の規定による協議は、採用等をしようとする者の氏名、当該採用等の内容その他の事項を記載した書面により行うこととした。（第八条関係）

5　幹部候補者育成課程に関する事項

法第六一条の九第一項の政令で定める機関の長として、宮内庁長官、公正取引委員会委員長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官を定めることとした。（第一三条関係）

6　この政令は、一部の規定を除き、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第二二号）の施行の日（平成二六年五月三〇日）から施行することとした。

◇採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（政令第一九二号）（内閣官房）

1　採用試験における対象官職

㈠　国家公務員法（以下「法」という。）第四五条の二第一項第一号の政令で定める官職は、法第三六条に規定する係員の官職（㈡において「係員の官職」という。）のうち、専門的な知識又は技能に基づいて行う工業所有権に関する審査の事務をその職務の主たる内容とする官職等とすることとした。（第一条第一項関係）

㈡　法第四五条の二第一項第三号の政令で定める官職は、係員の官職のうち、天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の護衛、皇居及び御所の警備その他の皇宮警察の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする官職等とすることとした。（第一条第二項関係）

㈢　法第四五条の二第一項第四号の政令で定める官職は、法第三四条第二項に規定する標準的な官職が係長若しくは課長補佐である職制上の段階に属する官職又はこれらに準ずるものとして内閣官房令で定める官職のうち、民間企業における実務の経験等を通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法等を体得している者を採用してその職務に従事させることにより行政運営の活性化等に資することが期待されるものとして内閣官房令で定める官職とすることとした。（第一条第三項関係）

㈣　内閣総理大臣は、㈢の内閣官房令を定めようとするときは、あらかじめ、関係する任命権者と協議するものとした。（第一条第四項関係）

2　一定の範囲の知識等を有する者

㈠　法第四五条の二第二項第一号の一定の範囲の知識、技術その他の能力（以下「知識等」という。）を有する者として政令で定めるものは、次に掲げるそれぞれの者とすることとした。（第二条第一項関係）

(1)　学校教育法（昭和二二年法律第二六号）に基づく大学院の修士課程若しくは同法に基づく専門職大学院の課程を修了した者又はこれらの者と同程度の知識等を有する者（以下「院卒程度の者」という。）

(2)　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又はこれらの者と同程度の知識等を有する者（以下「大卒程度の者」という。）

㈡　法第四五条の二第二項第二号の一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものは、次に掲げるそれぞれの者とすることとした。（第二条第二項関係）

(1)　大卒程度の者

(2)　学校教育法に基づく高等学校を卒業した者又はこれらの者と同程度の知識等を有する者（以下「高卒程度の者」という。）

㈢　法第四五条の二第二項第三号の一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものは、1の㈡に規定する行政分野に応じ、大卒程度の者又は高卒程度の者のそれぞれの者とすることとした。（第二条第三項関係）

㈣　法第四五条の二第二項第四号の一定の範囲の知識等を有する者として政令で定めるものは、1の㈢の内閣官房令で定める官職ごとに、院卒程度の者又は大卒程度の者のいずれかのうち内閣官房令で定めるものとした。（第二条第四項関係）

㈤　内閣総理大臣は、㈣の内閣官房令を定めようとするときは、あらかじめ、関係する任命権者と協議するものとした。（第二条第五項関係）

3　採用試験により確保すべき人材に関する事項

採用試験においては、国民全体の奉仕者として、国民の立場に立ち、高い気概、使命感及び倫理感を持って、多様な知識及び経験に基づくとともに幅広い視野に立って行政課題に的確かつ柔軟に対応し、国民の信頼に足る民主的かつ能率的な行政の総合的な推進を担う職員となることができる知識及び技能、能力並びに資質を有する者を確保するものとするほか、経験者採用試験に関する事項については内閣官房令で定めるものとした。（第三条関係）

4　人事院への意見聴取

1の㈢、2の㈣及び3の内閣官房令は、人事院の意見を聴いて定めるものとした。（第四条関係）

5　この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第二二号）の施行の日（平成二六年五月三〇日）から施行することとした。